

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 14日

香川県知事 殿



提出者

住 所 愛媛県四国中央市川之江町4087-6

氏 名 伊勢丸食品株式会社

代表取締役 後藤和彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号(事務センター) 0875-72-3105

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	伊勢丸食品株式会社 詫間工場
事業場の所在地	香川県三豊市三野町下高瀬1170-3
計画期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	(1297) 冷凍調理食品製造
② 事業の規模	27.7億円(2023年度実績)
② 従業員数	100名(2024年4月1日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

(第2面)

産業廃棄物の搬出の抑制に関する事項

(1)現状

【前年度(2023年度)実績】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	液状動植物性	古紙	廃油	金属くず	木くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
排出量	828	54	16	118	98	36	4	0.7	2	0.1	3193

(これまでに実施した取組)

廃棄物の分別・回収方法の見直し

成型工程での生産方法見直し、成形機等のメンテナンスにより廃棄品の削減に取り組み

・動植物性残渣:製造ラインのトラブル削減による廃棄量削減と歩留まり向上

:製造ラインの改善により廃棄量削減に取り組み

・廃プラスチック類:原料の包装形態の見直し

・可燃物:廃棄品の分別の徹底

・液状廃棄物:動植物性残渣処理業者の処理能力に応じた廃棄への対応

・古紙:リサイクル可能な処理への見直し

・廃油:ろ過装置導入で、廃棄量の削減

・金属くず:リユース・リサイクルの推進

廃棄品の分別回収に取り組み

・木くず:運搬、処理業者の負担軽減への対応

・不燃物:リユース・リサイクル可能への分別徹底

・有機性汚泥:脱水機運転管理の見直し

(2)計画

【目標】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	液状動植物性	古紙	廃油	金属くず	木くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
排出量	830	55	15	120	100	30	4	1	2	0.1	4000

(今後実施する予定の取組)

原材料の適正量の購入、在庫・賞味期限の管理を徹底し不適切な廃棄を無くす活動の継続。

生産工程での生産方法の見直し廃棄物の削減に取り組む。

設備の整備・更新を行いし、廃棄物の削減に取り組む

廃棄物の処理の見直し、リユース・リサイクルの推進の取り組みの継続。

SDGsの活動の取り組み、教育の実施

回収・処理業者の負担軽減を考慮した分別の継続。

・動植物性残渣:製造ラインのトラブル削減による廃棄量削減と歩留まり向上の継続

:製造ラインの改善により廃棄量削減の取り組み継続

・廃プラスチック類:原料の包装形態の見直しと歩留まり向上の継続

・可燃物:原料の包装形態の見直し及びリユース・リサイクル可能への分別の継続

・液状廃棄物:自ら中間処理をして、減量する値を増やす対策を考え、廃棄量の削減に取り組む

・古紙:リサイクル可能品の管理を徹底する

・廃油:劣化度(酸化度)の数値管理を行い、削減に努める

・金属くず:リユース・リサイクルの推進

・木くず:運搬、処理業者の負担軽減への対応

・不燃物:リユース・リサイクル可能品の分別の徹底を継続

・有機性汚泥:排水作業の改善し回収量の改善を図る

(使用薬品の使用環境状況に合わせた使用量及び作業時間の把握)

産業廃棄物の分類に関する事項

(1)現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	分類を実施している産業廃棄物 動植物性残渣、廃プラスチック、可燃物、液状廃棄物、古紙、廃油、金属くず、不燃物、水銀使用廃棄物、有機性汚泥、がれき類
(2)計画	分類に対する取組 廃棄物を分別仕分けに一時保管し、中間処理、再生処理可能な状態を維持する 廃棄物の処理の見直し、リユース・リサイクルの向上
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分類をする予定の産業廃棄物の種類 現状の分類から、木くずを追加した 分類に関する取組 生産方法の改善により廃棄物の削減に取り組む 分別廃棄をする意味の再教育 運搬、処理業者との廃棄物に関する情報の共有を図る

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(2023年度)実績】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	古紙	廃油	金属くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量									

(これまでに実施した取組)

①現状

【目標】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	古紙	廃油	金属くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量									

(今後実施する予定の取組)

②計画

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(2023年度)実績】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	古紙	廃油	金属くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									2746

(これまでに実施した取組)

①現状 脱水機の運転管理

【目標】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	古紙	廃油	金属くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									4000

(今後実施する予定の取組)

- ②計画
- 脱水機の脱水率の向上
 - 運転管理の改善
 - (各ラインの稼働状況に応じた管理での運用を心掛ける)
 - (使用薬品の適正量の使用および適正な作業時間で運転)
 - 脱水機の整備を行い脱水率の向上

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入に関する事項

【前年度(2023年度)実績】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	液状動植物性	古紙	廃油	金属くず	木くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量											

(これまでに実施した取組)

①現状

【目標】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	液状動植物性	古紙	廃油	金属くず	木くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量											

(今後実施する予定の取組)

②計画

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(2023年度)実績】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	液状動植物性	古紙	廃油	金属くず	木くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
全処理委託量	826	54	16	118	98	36	4	0.7	2	0.1	447
優良認定処理への処理委託量	7		16					0.7		0.1	
再生利用業者への処理委託量	819	54		118	98	36	4		2		447
認定熱回収業者への処理委託量											
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量											

(これまでに実施した取組)

- ①現状 フライの油をろ過装置の導入により、廃油の削減を行った。
実習生などから出された、衣類の廃棄を、リユース・リサイクルできるように保管し、不燃物の回収時に処分の委託を行った。
制御機器、家電類の廃棄を、仕分けを行いリサイクル可能品として、不燃物の回収、処理業者に処分の委託をお願いした。

【目標】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	可燃物	液状動植物性	古紙	廃油	金属くず	木くず	不燃物	水銀使用廃棄物	有機性汚泥
排出量	830	55	15	120	100	30	4	1	2	0.1	450
全処理委託量											
優良認定処理への処理委託量	5		15					1	2	0.1	
再生利用業者への処理委託量	825	55		120	100	30	4				450
認定熱回収業者への処理委託量											
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量											

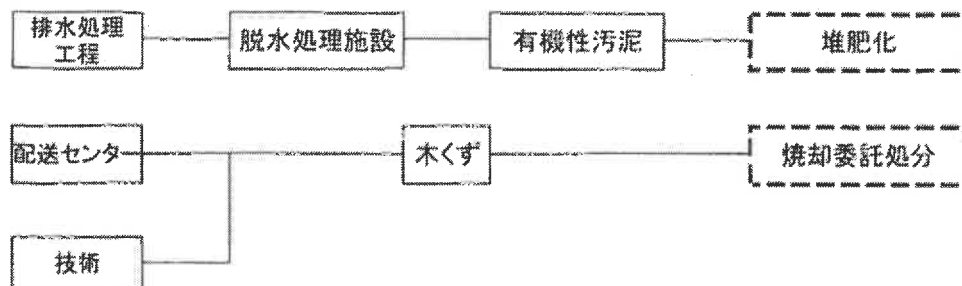
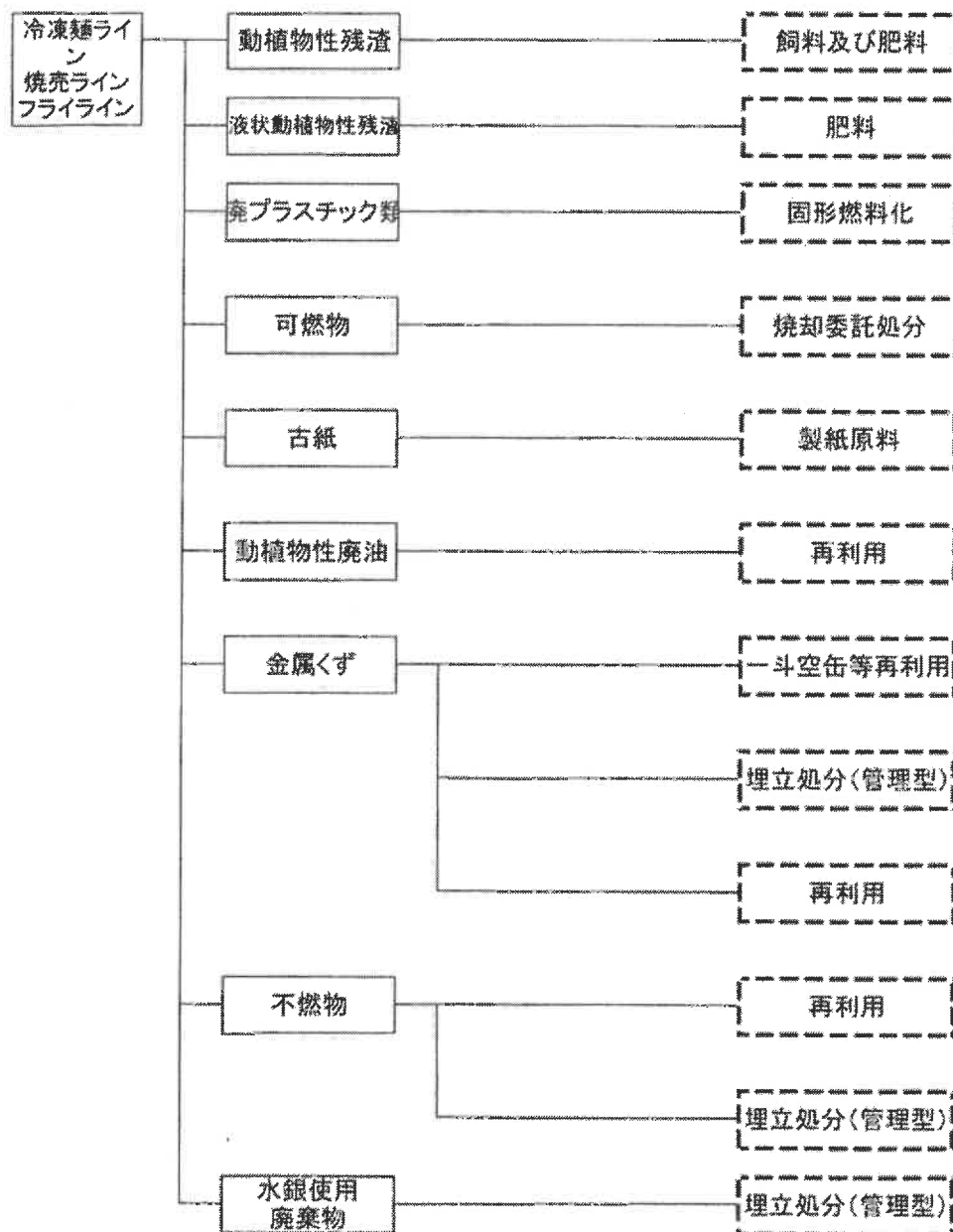
(今後実施する予定の取組)

- ②計画 生産工程の改善を行い廃棄物の削減に努め、動植物性残渣等の処理委託量の削減
賞味期限切れ、異物混入などで廃棄商品となった商品の焼却処分の削減
機器の点検、整備の徹底および更新を行い、トラブルによる廃棄の削減を図る
SDGsの取り組みの共有化

産業廃棄物の一連の処理工程



— 廃棄物の流れ — 委託処理部分の範囲



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制

産業廃棄物管理責任者及び管理組織図

産業廃棄物管理統括責任者		総務工場長
産業廃棄物管理担当者		技術部 担当者 5名
役割	工場環境保全委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適性処理の推進、計画を行う ○ 廃棄物の管理、運営を行う上で必要な事項の検討 - 委員長：環境管理責任者 - 委員：関連部署部長、課長、各部署担当者等 ○ FSSC22000に関する検討
	廃棄物管理統括責任者	○ 廃棄物処理計画の策定 ○ 工場廃棄物管理規定の策定、改廃 ○ 廃棄物処理に関する各事項の決定、承認
	廃棄物管理担当者	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転及び維持管理 ○ 産業廃棄物処理業者、再生利用者の調査、選定、管理 ○ 産業廃棄物処理委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、管理技術者の任命、監督 ○ 監督官庁への各種報告 ○ その他関連する事項

廃棄物管理組織

